

26生研セ第1432号
平成27年 2月 4日

「革新的技術創造促進事業(事業化促進)」研究課題評価実施要領

第1 趣旨

革新的技術創造促進事業(事業化促進)の進捗管理を行い、効率的で効果的な事業を行うため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構競争的資金事業実施規程(15規程第73号。以下「競争的資金事業実施規程」という。)及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構選考・評価委員会運営規則(15規則第45号。以下「運営規則」という。)並びに本要領に定めるところにより、試験研究課題の研究成果の評価(以下「評価」という。)を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 革新的技術創造促進事業(事業化促進)の評価は、運営規則第1条で設置する評議委員会(以下「委員会」という。)において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、(独)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研センター」という。)の所長(以下「生研センター所長」という。)が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員(以下「委員」という。)として委嘱した外部専門家等により構成するものとする。
 - (1) 試験研究課題の評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - (2) 氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員は、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、試験研究課題担当者と利害関係を有する場合は当該課題の審査を実施しない。

利害関係を有するとは、委員が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。

 - (1) 当該公募対象研究分野の提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
 - (2) 当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する場合
 - (3) 当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合
 - (4) 当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - (5) 当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
 - (6) 当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - (7) その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合

第3 試験研究成果の評価方法等

- 1 生研センターは、委員等の便宜を考慮して、研究成果等を記入するための様式を作成し、研究代表者へ配布又は送付し、完成した研究成果等（以下「評価資料」という。）を回収し、取りまとめる。
- 2 評価は、競争的資金事業実施規程第15条に基づき行うこととし、同条第3項の規定により研究代表者に提出させる評価資料の委員による書面審査等により評価を行う。

第4 試験研究成果の評価

- 1 評価は、単年度評価、終了時評価及び事後評価を行うこととする。
- 2 単年度評価は、試験研究課題毎に、研究開始年度及び第2年度の年度末に、各年度の試験研究計画に係る試験研究の達成すべき成果に関する目標の達成の程度について、評価する。
- 3 終了時評価は、試験研究課題毎に、研究終了年度の年度末までに、研究終了年度までに得られた試験研究計画に係る試験研究の成果の目標の達成の程度について、評価する。
- 4 事後評価は、試験研究課題毎に、研究終了年度の翌年度に、試験研究の成否について評価する。評価方法の詳細は別に定める。

第5 単年度評価

- 1 単年度評価は、研究開始年度及び第2年度の年度末に、試験研究課題毎に提出された評価資料等について委員による書面審査を行う。
- 2 前項の審査結果を、委員のそれぞれが試験研究課題毎に、別表1に評点と講評を付し、それを評議委員会委員長（以下「委員長」という。）が取りまとめ評価を行う。
- 3 生研センターは、単年度評価の結果を研究代表者に通知する。

第6 終了時評価

- 1 終了時評価は、研究終了年度の年度末までに、試験研究課題毎に、委員会が当該試験研究課題の研究代表者等からの報告を聴取するとともに、提出された評価資料の総合的な審査を行う。
- 2 前項の審査結果を、委員が試験研究課題毎に、別表2に評点と講評を付し、それを委員長が取りまとめて評価を行う。
- 3 生研センターは、終了時評価の結果を研究代表者に通知し、その概要をウェブサイトで公表する。

第7 評価結果の反映

- 1 生研センターは、委員会の評価と次年度において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、必要に応じて研究代表者に評価結果に基づく評価資料及び次年度の試験研究計画の修正を指示するものとする。

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

別表1.

革新的技術創造促進事業(事業化促進)
単年度評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	a	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	b	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	c	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	d	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である。(一部の研究項目については研究計画の変更も考慮する必要がある。)
	e	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。(研究全体の打ち切り又は一部の研究項目については研究を中止する。)
2) 進捗状況	a	当該年度の研究実施計画を上回る進捗が認められた。
	b	当該年度の研究実施計画に沿った着実な進捗が認められた。(標準)
	c	当該年度の研究実施計画に沿った進捗が認められない。
3) 達成度	a	当該年度の目標を上回る目標達成が認められた。
	b	当該年度の目標に沿った着実な目標達成が認められた。(標準)
	c	当該年度の目標に沿った目標達成が困難であり、改善が必要である。
4) 研究体制	a	連携が十分図られており、非常に良好な研究チーム体制である。
	b	連携が図られており、良好な研究チーム体制である。(標準)
	c	連携が不十分であり、研究チーム体制を改善する必要がある。
5) 研究成功の可能性	a	研究成果を踏まえて研究成功の可能性が高い又は確実。
	b	研究成果を踏まえて計画通り研究成功が見込まれる。(標準)
	c	研究成果を踏まえて研究成功の可能性が低い又は困難。(講評欄に理由及び改善策を記述する。)
6) 今後の研究に向けて	a	提案された研究実施計画の達成目標を上回るさらに発展した研究を進めるべき。(講評欄に具体的に記述する。)
	b	提案された研究実施計画の内容に沿った研究推進が妥当である。(標準)
	c	提案された研究実施計画の内容を修正する必要がある。(講評欄に具体的に記述する。)
	d	提案された研究実施計画について、一部分担課題の打ち切り等大幅な修正が必要である。(講評欄に具体的に記述する。)
(講評)		

別表2.

革新的技術創造促進事業(事業化促進)
終了時評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	a	目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	b	目標を達成し、良好な成果が得られた。
	c	目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	d	目標達成が不十分であり、予定した成果に到達しなかった。
	e	目標を大幅に下回る成果であった。
2) 進捗状況	a	研究実施計画を上回る進捗が認められた。
	b	研究実施計画に沿った着実な進捗が認められた。(標準)
	c	研究実施計画に沿った進捗が認められなかった。
3) 達成度	a	目標を上回る目標達成が認められた。
	b	目標に沿った着実な目標達成が認められた。(標準)
	c	目標に沿った目標達成が困難であり、改善が必要である。
4) 研究体制	a	連携が十分図られており、非常に良好な研究チーム体制である。
	b	連携が図られており、良好な研究チーム体制である。(標準)
	c	連携が不十分であり、研究チーム体制を改善する必要がある。
5) 研究成功の可能性	a	研究成果を踏まえて研究成功の可能性が高い又は確実。
	b	研究成果を踏まえて計画通り研究成功が見込まれる。(標準)
	c	研究成果を踏まえて研究成功の可能性が低い又は困難。(講評欄に理由及び改善策を記述する。)
6) 事業化の可能性	a	既に事業化がされている又は事業化の可能性が高い。
	b	事業化が計画通り見込まれる。
	c	事業化の可能性が低い又は困難。(講評欄に理由及び改善策を記述する。)
(講評)		